個別労働紛争

相談件数が9年連続で100万件超

厚生労働省は6月16日、「平成28年度 個別労働紛争解決制度施行状況」を発表した。それによると、2016(平成28)年度の総合労働相談件数は113万741件(前年度比9.3%増)。9年連続の100万件超えとなり、高止まりが続いている。相談内容では、「民事上の個別労働紛争の相談件数」、「助言・指導の申出件数」、「あっせんの申請件数」の全てで、「いじめ・嫌がらせ」がトップとなった。

「いじめ・嫌がらせ」がトップ

都道府県労働局などに設置された総合労働相談センターに寄せられた総合労働相談 件数 は2016年度で113万741件となり、前年度(103万4,936件)より9.3%増加し、9年連続の100万件超えとなった。

総合労働相談件数のうち、労働者と 事業主との紛争にあたる民事上の個別 労働紛争相談件数は25万5,460件とな り、前年度より4.2%増加した。

相談内容を見ると、「いじめ・嫌がらせ」が7万917件(22.8%)で、5年連続のトップとなっており、次いで、「自己都合退職」が4万364件(13.0%)、「解雇」が3万6,760件(11.8%)などとなっている。

前年度と比べると、「自己都合退職」 (前年度比7.2%増)と「いじめ・嫌 がらせ」(同6.5%増)が増加する一方、 「解雇」(同2.7%減)は減少している。 相談者は、「労働者」が21万845件 (82.5%)と大半を占めており、「事 業主」は2万5,500件(10.0%)だっ た。相談対象の労働者の就労形態は、 「正社員」が9万6,120件(37.6%)、 「パート・アルバイト」が3万7,269件(14.6%)、「期間契約社員」が2万8,814件(11.3%)、「派遣労働者」が1万2,239件(4.8%)となっている。

あっせん申請件数、前年より増加

都道府県労働局長による助言・指導の申出件数は8,976件となり、前年度に比べて0.6%増加した。

申出内容を見ると、「いじめ・嫌が らせ」が2,206件(22.3%)で、4年 連続のトップとなっており、続いて、

「解雇」が1,022件(10.3%)、「自己都合退職」が948件(9.6%)、「労働条件の引下げ」が877件(8.9%)などの順となった。

前年度と比べると、「労働条件の引下げ」(前年度比9.1%増)、「いじめ・嫌がらせ」(同7.7%増)が増加する一方、「解雇」(同13.4%減)、「退職勧奨」(同7.3%減)は減少した。

申出人は労働者が8,930件(99.5%) と大半を占め、事業主は46件(0.5%) だった。紛争の当事者である労働者の 就 労 形 態 は、「正 社 員」 が4,420件 (49.2%)、「パート・アルバイト」 が1,831件(20.4%)、「期間契約社員」 が1,641件(18.3%)、「派遣労働者」 が605件(6.7%)となっている。

他方、当事者間に専門家が入って紛争解決を図るあっせんの申請件数は5,123件となり、前年度より7.3%増加した。

申請内容を見ると、「いじめ・嫌がらせ」が1,643件(29.0%)で、3年連続のトップ。続いて、「解雇」が1,242件(21.9%)、「雇止め」が472件(8.3%)、「労働条件の引下げ」が

445件 (7.9%) などの順となっている。 前年度と比べると、「解雇」(前年度 比5.8%減)、「雇止め」(同4.3%減) は減少しているものの、「労働条件の 引下げ」(同27.5%増)、「いじめ・嫌 がらせ」(同13.2%増)は増加している。

申請人は労働者が5,034件(98.3%) と大半を占め、事業主は80件(1.6%)、労使双方からの申請は9件(0.2%)だった。紛争の当事者である労働者の就労形態は、「正社員」が2,461件(48.0%)、「期間契約社員」が1,032件(20.1%)、「パート・アルバイト」が1,002件(19.6%)、「派遣労働者」が359件(7.0%)となっている。

あっせんの9割が2カ月以内に処理

助言・指導の申出のうち、2016年度内に処理したものは8,912件となった。このうち、助言・指導を実施したものは8,539件(95.8%)、申出が取り下げられたものは270件(3.0%)、処理が打ち切られたものは86件(1.0%)だった。年度内に処理された8,912件のうち、1カ月以内の処理は8,800件(98.7%)となり、助言・指導は概ね1カ月以内に処理されている。

一方、あっせんについて見ると、2016年度の処理終了件数(5,083件)のうち、紛争当事者の双方があっせんに参加し、あっせんが開催されたものは2,886件だった(紛争当事者双方のあっせん参加率56.8%)。処理終了件数のうち合意が成立したものは2,003件だ(あっせんにおける合意率39.4%)。2016年度内に処理した5,083件のうち、2カ月以内に4,503件(88.6%)が処理された。(調査部)